

# 消費者だより

2020年10月号

## スポーツジムやヨガ教室などの契約 ～解約時には注意

新型コロナウイルスの影響でスポーツジムやヨガ教室などを退会しようとする相談が増えています。

### ■相談事例

- ・3か月間無料キャンペーンでヨガ教室に入会した。その後、新型コロナウイルスの影響で退会を申し出たところ、キャンペーンで入会した場合は1年間の継続が条件と言われて解約金を請求された。
- ・新型コロナウイルスのためにスポーツジムの2か月間休会した。その後、スポーツジムは再開したが、家族への感染が心配で退会したいと電話したところ、店に来訪して退会届を出してほしいと言われた。

### ■消費者へのアドバイス

- ・スポーツジムやヨガ教室など、店舗で交わした契約は、原則としてクーリング・オフ制度はありません。
- ・契約する際は、契約書面や規約を必ず読んでください。解約時の手続きや精算の方法などの契約内容を事前に確認してください。内容が分からないときは十分に説明を受けてから契約してください。
- ・入会金無料や月会費の割引などのキャンペーンで契約した場合には、一定の期間解約できなかったり、中途解約の場合には解約金が定められていたりすることがあります。また、退会する場合には規約に従い、解約料を請求されることがあります。事業者とよく話し合い、精算の内訳を確認してください。

分からないことがあれば、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時30分～16時00分

(祝日、年末年始を除く)